

平成25年3月22日

受益者の皆様へ

HSBC投信株式会社

**HSBC 新興国現地通貨建債券オープン(毎月決算型) 愛称:エマボン毎月
約款変更<予定>に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に関し、格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「HSBC 新興国現地通貨建債券オープン(毎月決算型) 愛称:エマボン毎月」(以下、「当ファンド」といいます。)の投資信託約款(以下、「約款」といいます。)におきまして、当ファンドの主要投資先ファンドの変更ならびにその他の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

今回予定しております主要投資先ファンドの変更ならびにその他の変更は、その変更内容が重大なもの(以下、「重大な約款変更」といいます。)に該当いたしますので、「投資信託及び投資法人に関する法律」および約款の定めるところにしたがい、書面による受益者の皆様の決議(以下、「書面決議」といいます。)を実施させていただきたいと存じます。

つきましては、次頁以降の本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、重大な約款変更に関する賛否を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご送付いただきますようお願い申し上げます。

受益者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

なお、本書面に関してご不明な点がございましたら、下記専用窓口までお問い合わせください。

[HSBC投信株式会社 約款変更についてのお問い合わせ専用窓口]

電話番号 : フリーダイヤル 0120-332507

受付期間 : 平成25年3月22日~平成25年4月15日

受付時間 : 午前9時~午後5時(土、日、祝日を除きます。)

目次

	頁
1. 予定している約款変更の内容および理由	1
2. 書面による決議の日程および手続き	6
3. 書面による決議の方法	7
4. 反対された受益者の受益権の買取請求の手続き	8
《書面決議参考書類》	9
・資料① 投資信託約款変更の新旧対照表	11
・資料② 商品概要（変更後）	16

1. 予定している約款変更の内容および理由

当ファンドは、主として、米ドル建てのケイマン籍外国投資信託の投資信託証券への投資を通じて、新興国の国債を中心とした現地通貨建債券等に投資を行い、安定した配当収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指すファンドです。

弊社では、当ファンドで投資している前述の投資信託証券の運用成績を検証してまいりましたが、この度、現地通貨建新興国債券の投資に関して、更なる運用成績の向上を目指し、新たな投資先として米ドル建ルクセンブルグ籍証券投資法人の投資信託証券を選定いたしました。

弊社では、当ファンドの主要投資先ファンドをこの新たに選定した投資信託証券に変更することが受益者の皆様の利益に資するものと判断し、約款の「運用の基本方針」に規定する投資信託証券の変更の手続きを行うことといたしました。

主要投資先ファンドの変更につきましては、当ファンドの約款上の重大な変更にあたりますので、書面決議等の手続きを行う必要がございます。また、この主要投資先ファンドについての約款変更に伴い、関連する約款変更も含め、併わせて受益者の皆様に議案として次頁以降ご提案させていただきたいと存じます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<議案 主要投資先ファンドの変更およびその他の変更>

当ファンドの投資先ファンドの変更に伴う主な変更点は以下の通りです。

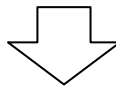
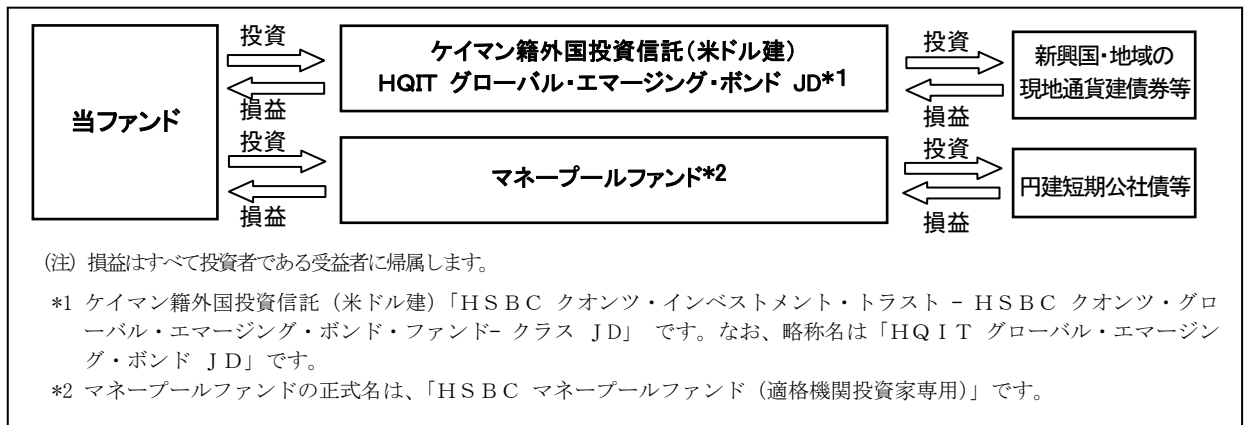
(1) 主要投資先ファンドの変更

<p>(現行) ケイマン籍外国投資信託(米ドル建) 「HSBC クオオンツ・インベストメント・トラスト－HSBC クオオンツ・グローバル・エマージング・ボンド・ファンド クラス JD」(以下、「現投資先ファンド」といいます。)</p>
<p>(変更後) ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建) 「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド－グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット－クラス J1M」(以下、「新投資先ファンド」といいます。)</p>

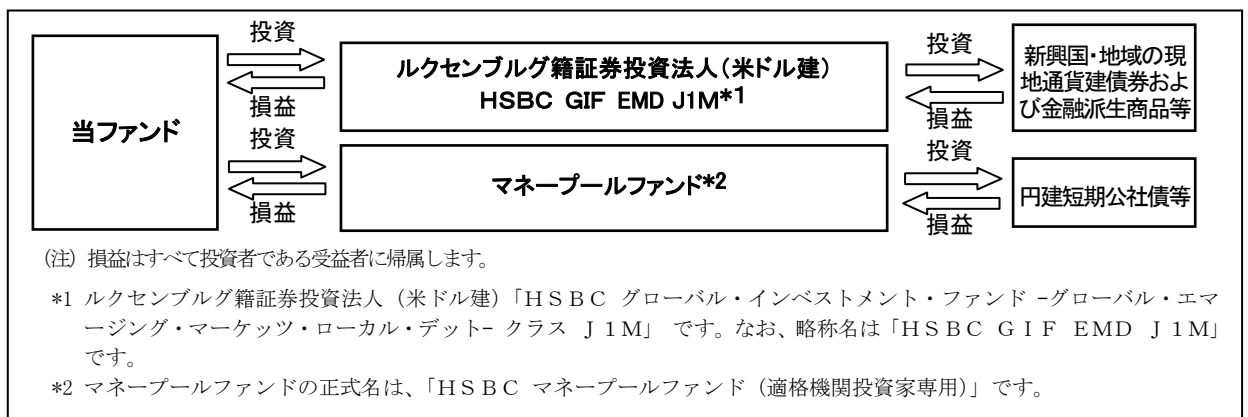
※新投資先ファンドの詳細につきましては、P.16書面決議参考書類の資料②(商品概要(変更後))をご覧ください。

【イメージ図】

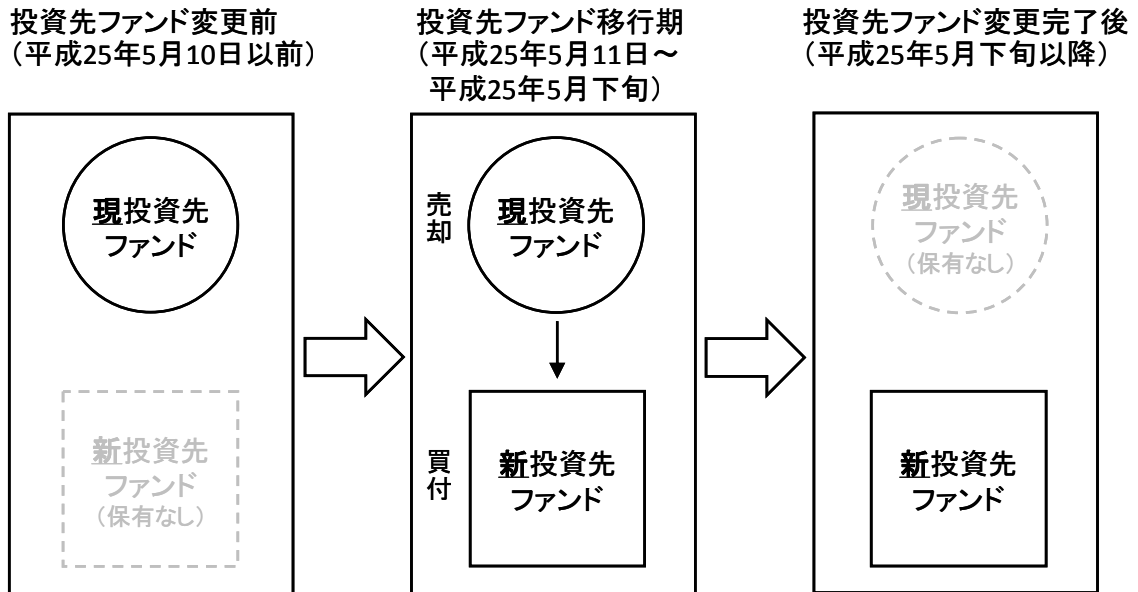
変更前のファンドの仕組み



変更後のファンドの仕組み



【投資先ファンド変更の流れ】



※約款変更の適用日は、後述のとおり平成25年5月11日を予定しています。
 ※投資先ファンドの移行は段階的に行います。市況動向やファンドの資金動向等によっては、5月下旬に投資先ファンドの変更が完了しない場合があります。

(2) 主要投資先ファンドの変更に伴う変更

① 「運用の基本方針」の「1. 基本方針」および「3. 収益分配方針の②」

(1) 「1. 基本方針」

(現行)

この投資信託は、主として複数の投資信託証券への投資を通じて安定した配当収益の確保とともに中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

(変更後)

この投資信託は、主として複数の投資信託証券への投資を通じて中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

(2) 「3. 収益分配方針の②」

(現行)

収益分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。原則として、 利子・配当等収益を中心に安定した分配をめざすことを基本とし、2月、8月の決算時は、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配することをめざします。 ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。また、第1および第2計算期末は、分配を行いません。

(変更後)

収益分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定し、原則として、 利子・配当等収益を中心に分配することをめざします。 ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。また、第1および第2計算期末は、分配を行いません。

② 当ファンドの信託報酬

(現行)

ファンドの日々の純資産総額に対して、年1.47% (税抜年1.40%)の率

(変更後)

ファンドの日々の純資産総額に対して、年1.2075% (税抜年1.15%)の率

※受益者の実質的な負担は、年1.82% (税抜年1.75%) 程度から年1.8075% (税抜年1.75%) 程度に下がります。

③ 「収益分配金、償還金および一部解約金の支払い」の一部解約金の支払い

(現行)

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

(変更後)

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。

④ 購入・換金の申込受付不可日

(現行)

パリ、香港、ニューヨークの銀行休業日のいずれかと同日(わが国の営業日)の場合には、当該営業日のわが国の前営業日は、購入・換金の申込には応じないものとします。

(変更後)

ルクセンブルグの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休場日、ニューヨーク証券取引所の休場日、コロンブス・デー、ベテランズ・デー(米国の休日)のいずれかに該当する場合には、購入・換金の申込には応じないものとします。

⑤ 信託の一部解約時の信託財産留保額

(現行)

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額

(変更後)

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.40%の率を乗じて得た額

(3) 当ファンドのその他の変更

- ① 同一銘柄の投資信託証券への投資制限の削除
運用の規制緩和に従い、以下の同一銘柄の投資信託証券への投資制限の条文を削除します。

(削除)

委託者は、原則として、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券は除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 繰上償還の規定の追加
当ファンドを終了させる規定を「信託契約の解約」の条文に追加します。追加する内容は以下の通りです。

(新設)

「委託者は、この投資信託において、その主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。」

- ③ 「信託期間の延長」の条文の追加
信託期間の延長を可能にするため、「信託期間の延長」の条文を追加します。追加する内容は以下の通りです。

(新設)

「委託者は、信託期間の満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。」

- ④ 約款の体裁変更等
約款本文に記載している投資先ファンドや申込受付不可日を、本文の後に付表としてまとめて記載するなどの変更を行います。

2. 書面による決議の日程および手続き

(1) 日程

① 書面決議の対象受益者の確定日	平成25年3月22日
② 書面による議決権行使の期限	平成25年4月12日
③ 書面決議の日 (約款変更の可否決定日)	平成25年4月15日
④ 反対受益者の買取請求期間(予定)	平成25年4月18日から平成25年5月8日まで
⑤ 約款変更の適用日(予定)	平成25年5月11日

(2) 手続き

- ① 書面決議は、平成25年3月22日時点で、当ファンドを保有されている受益者の皆様を対象としています。(3月22日時点での受益権口数が議決権の数となります。)
- ② 対象となる受益者の皆様には、上記の議決権行使期間中に、HSBC投信株式会社に対し、本書面に同封されている「議決権行使書面」をもって、本決議(議案に対する約款変更の可否)における議決権行使をお願いいたします。
- ③ 本決議は、議決権を行使できる受益者の半数以上、かつ、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。否決された場合は約款変更を行わず、その旨を書面決議の日以降、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。
約款変更に関する決議の結果は、可決もしくは否決いずれの場合でも、上記書面決議の日の翌日以降、弊社ホームページ(www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載いたします。
- ④ 本決議が可決された場合、約款変更反対された受益者の皆様は、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。(「4. 反対された受益者の受益権の買取請求の手続き」をご参照ください。)
- ⑤ 本決議が可決された場合の約款変更の適用日(予定)は平成25年5月11日となります。
※P.4の③⑤につきましては、平成25年5月13日の申込分から適用する予定です。

3. 書面による決議の方法

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの約款変更の議案について賛成または反対およびその他必要事項をご記入のうえ、以下の宛先にご送付ください(同封の返信用封筒をご利用ください。)。平成25年4月12日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(「議決権行使書面」のご返送をいただかない場合)は、賛成されたものとみなさせていただきます。

〔議決権行使書面の送付先〕

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-11-1 HSBCビルディング
HSBC投信株式会社 クライアントサービス本部
約款変更に関する書面決議窓口宛

(同封の返信用封筒は料金受取人払専用のため、別の郵便番号となっています。)

〔注意事項〕

- ・ 本手続きにあたり、受益者の皆様に関する情報を販売会社、委託会社(弊社)および受託銀行(再信託受託銀行を含みます。)が共有することがあります。なお、本手続きに伴い取得した個人情報(書面による決議および買取請求に関する事務)を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- ・ 同一受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なる場合は、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・ 賛否の表示のない議決権行使書面は、賛成の表示があるものとしてお取扱いします。
- ・ 議決権行使書面に不備または不明な点がある場合、確認のご連絡を差し上げることがありますので、ご了承ください。

4. 反対された受益者の受益権の買取請求の手続き

約款変更が可決された場合には、反対された受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。(なお、反対された受益者の方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。引き続き保有していただくことも、通常通りご換金いただくこともできます。)

(1) 手続き

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 反対された受益者の皆様に対し、弊社から「買取請求のご案内」を発送② 買取請求必要書類にご記入の上、販売会社へご提出③ 販売会社／委託会社(弊社)を経由して受託銀行(三菱UFJ信託銀行)への買取請求必要書類の送付④ 受託銀行での買取請求必要書類の受理⑤ 当ファンドの信託財産による買取りの実行⑥ 受託銀行からご指定銀行口座への受取金額の振込 |
|--|

(2) 買取請求の相手方

買取請求は、約款変更に反対された受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(3) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは、原則として、受託銀行が必要書類を受理した日(申込受付不可日の場合は翌営業日)の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額を控除した価額とさせていただきます。

※ 受取金額は、上記買取価額から振込手数料を差し引いた金額となります。また、諸般の手続き((1)手続き)が必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

※ 買取りにかかる収益に対しては、(個人の受益者の場合)源泉徴収されず、確定申告が必要となりますのでご注意ください。(非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。)

(4) 買取請求期間

平成25年4月18日から平成25年5月8日まで

(5) その他

議決権行使期間中、買取請求期間中ともに、約款変更の議案への賛否にかかわらず、販売会社において通常通り、購入および換金のお申込みを受付けいたします。なお、買取請求を行われた受益権については、換金のお申込みをされることができなくなりますのでご注意ください。

以上

《書面決議参考書類》

HSBC 新興国現地通貨建債券オープン(毎月決算型)

1. 投資信託約款の変更の案

資料①の投資信託約款変更の新旧対照表をご参照ください。

2. 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、または受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更または影響の内容および相当性に関する事項

① 当ファンドの主要投資先ファンドを以下の通り変更します。

ケイマン籍外国投資信託(米ドル建)

「HSBC クオন্ツ・インベストメント・トラストーHSBC クオন্ツ・グローバル・エマージング・ボンド・ファンド クラス JD」(以下、「現投資先ファンド」といいます。)



ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)

「HSBC グローバル・インベストメント・ファンドーグローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デットクラス J1M」(以下、「新投資先ファンド」といいます。)

- ② 主要投資先ファンドの変更を行うことで、当ファンドの「運用の基本方針」が変わります。基本方針は「安定した収益の確保」を削除して信託財産の中長期的な成長を図ることにフォーカスすることになります。また、収益分配方針は「安定した分配をめざす。」から「分配することをめざす。」に変更します。なお、新投資先ファンドからの分配は、原則として利子等収益および売買益（評価益を含みます。）からなります。分配が行われた場合、分配金の一部または全部が元本の払い戻しに相当する場合があります。
- ③ 当ファンドのリスク・リターン属性が変わります。現投資先ファンドは、ベンチマークはありませんが、現地通貨建ての新興国債券にフルインベストメントしたものになります。それに対して、新投資先ファンドのベンチマークは合成指数で、50%の現地通貨建ての新興国債券の指数と、50%の現地通貨建ての短期金融資産（為替先渡取引を含みます。）の指数を合成したものになります。
- ④ 主要投資対象である現投資先ファンドと新投資先ファンドのリスクを比較したとき、まず、現投資先ファンドは専ら現地通貨建ての新興国国債に投資を行っておりますが、新投資先ファンドの投資対象債券はこれに限らず、社債やデリバティブ（金融派生商品）へ投資します。また、現投資先ファンドは、保有債券の信用格付に対し一定の制限（スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）の信用格付で「B-」を下回った場合は投資対象外とし売却する）を設けていますが、新投資先ファンドはそのような制限がありません。格付の低い債券は、格付の高い債券に比べて、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高まります。次に、新投資先ファンドは、ヘッジ目的以外で後述のデリバティブ取引による為替取引を行うため、その取引に対するリスクが追加されます。現投資先ファンドは、原則としてデリバティブ取引を行うものではありませんでしたが、新投資先ファンドは、通貨や金利の先渡、オプションおよびスワップなどのデリバティブ取引を活用してトータルリターンを追求する運用を行います。かかる取引は、店頭取引であることが一般的で、流動性を欠く可能性や、デリバティブ取引の相手方による不履行によりファンドが損失を被るリスクを有しています。また、デリバティブ取引は、原資産、レートあるいは参照指数の価値と必ずしも完全なあるいは高度の相関性を示すもので

はなく、結果として効果的な投資手段とはならない場合があります。
変更後の商品内容の詳細は資料②の商品概要（変更後）をご参照ください。

3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

平成25年5月11日

4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件

書面決議において、平成25年3月22日現在の受益者の半数以上の賛成が得られなかった場合、または賛成の意思表示をされた受益者が保有する平成25年3月22日現在の受益権口数が3分の2未満であった場合には、信託約款の変更を中止します。その際は、弊社にてその旨の「お知らせ」を作成し、販売会社を通じて受益者の皆様へ送付いたします。

5. 投資信託約款の変更をする理由

当ファンドで投資している投資信託証券のこれまでの運用成績を検証してまいりましたが、この度、現地通貨建新興国債の投資に関して、現在投資している外国籍投資信託より更なる運用成績の向上が期待できると考えられる米ドル建ルクセンブルグ籍証券投資法人の投資信託証券を新たに選定しました。弊社では、当ファンドの主要投資先ファンドをこの新たに選定した投資信託証券に変更することが受益者の皆様の利益に資するものと判断し、約款の「運用の基本方針」に規定する投資信託証券の変更の手続きを行うことといたしました。

6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

- ① 「収益分配金、償還金および一部解約金の支払い」の一部解約金の支払いが、原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から8営業日目に延長されます。
- ② 主要投資先ファンドが国内規制上の要件に適合しないこととなるまたは存続しないこととなる場合には、当ファンドは償還されます。

<以下の事項は、投資先ファンド移行期に発生するものです。>

- ③ 現投資先ファンドが投資する債券を全部売却する費用は売却金額の約0.2%程度かかり当ファンドから支払われますが、実際の費用はこの額と異なる場合があります。
- ④ 主要投資先ファンドが変更された場合、現投資先ファンドのサブファンドであるHSBC クオオンツ・グローバル・エマージング・ボンド・ファンドは最終的に償還により換金します。償還に関する費用（概算）約2万米ドル程度のうち現投資先ファンドの持分がかかり当ファンドから支払われますが、実際の費用はこの額と異なる場合があります。

以上

投資信託約款変更の新旧対照表
HSBC 新興国現地通貨建債券オープン(毎月決算型)

*下線は変更部分を示します。

新	旧
<p>－運用の基本方針－</p>	<p>－運用の基本方針－</p>
<p>1. 基本方針 この投資信託は、主として複数の投資信託証券への投資を通じて中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。</p>	<p>1. 基本方針 この投資信託は、主として複数の投資信託証券への投資を通じて安定した配当収益の確保とともに<u>に中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として、</u>ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。</p>
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>① <u>主に新興国の政府・政府機関、国際機関が発行あるいは保証する、もしくは新興国に拠点を有する企業の発行する債券等（「新興国債券」といいます。）および金融派生商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、わが国の国債を中心とする公社債を投資対象とする投資信託証券にも投資します。</u></p> <p>② <u>上記①の投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券のうち、新興国債券および金融派生商品を主要投資対象とする投資信託証券を高位に保つことを基本とします。</u></p> <p><削除></p> <p>③～④ <省略></p> <p>(3) 投資制限 ①～② <省略> <削除></p> <p>③ <省略></p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>① <u>主として、次の投資信託証券に投資を行います。</u></p> <p>a. <u>ケイマン籍の外国投資信託 HSBC クオオンツ・インベストメント・トラストーHSBC クオオンツ・グローバル・エマージング・ボンド・ファンド クラスJD（米ドル建）（以下「HQIT グローバル・エマージング・ボンド JD」ということがあります。）</u></p> <p>b. <u>わが国の投資信託 HSBC マネープールファンド（適格機関投資家専用）（以下「マネープールファンド」ということがあります。）</u> なお、委託者の判断により、投資する投資信託証券を追加・変更することがあります。</p> <p>② <u>ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的として発行される「HQIT グローバル・エマージング・ボンド JD」への投資比率を高位に保つことを基本とし、「マネープールファンド」は余裕資産の運用を基本とします。</u></p> <p>③ <u>「HQIT グローバル・エマージング・ボンド JD」への投資を通じて、主として新興国・地域の現地通貨建て債券に投資します。また「マネープールファンド」への投資を通じて、主としてわが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債に投資します。</u></p> <p>④～⑤ <同左></p> <p>(3) 投資制限 ①～② <同左></p> <p>③ <u>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の100分の50を超えないものとします。ただし、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券は除きます。</u></p> <p>④ <同左></p>

新	旧
<p>④ 外貨建資産への<u>実質</u>投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤ <省略></p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時（原則として毎月15日、休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。</p> <p>① <省略></p> <p>② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定し、<u>原則として、</u>利子・配当等収益を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。また、第1および第2計算期末は、分配を行いません。</p> <p>③ <省略></p>	<p>⑤ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑥ <同左></p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時（原則として毎月15日、休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。</p> <p>① <同左></p> <p>② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。<u>原則として、利子・配当等収益を中心に安定した分配をめざすことを基本とし、2月、8月の決算時は、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配することをめざします。</u>ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。また、第1および第2計算期末は、分配を行いません。</p> <p>③ <同左></p>
<p style="text-align: center;">約款</p> <p>[信託期間]</p> <p>第5条</p> <p>この信託の期間は、信託契約締結日から平成30年2月15日まで、または第41条第1項および<u>第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了日までとします。</u></p>	<p style="text-align: center;">約款</p> <p>[信託期間]</p> <p>第5条</p> <p>この信託の期間は、信託契約締結日から平成30年2月15日まで、または第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了日までとします。</p>
<p>[受益権の申込単位および価額]</p> <p>第13条</p> <p>①～④ <省略></p> <p>⑤ 第1項にかかわらず、取得申込日が別に定める日に当たる場合には、<u>第38条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除き、受益権の取得申込には応じないものとします。</u></p> <p>⑥～⑦ <省略></p>	<p>[受益権の申込単位および価額]</p> <p>第13条</p> <p>①～④ <同左></p> <p>⑤ 第1項にかかわらず、取得申込の<u>受付日がパリ、香港、ニューヨークの銀行休業日のいずれかと同日（わが国の営業日）の場合には、当該営業日のわが国の前営業日は取得申込には応じないものとします。ただし、第38条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。</u></p> <p>⑥～⑦ <同左></p>
<p>[運用の指図範囲等]</p> <p>第17条</p> <p>委託者は、信託金を、主として別に定める<u>投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）</u>に投資することを指図します。</p>	<p>[運用の指図範囲等]</p> <p>第17条</p> <p>委託者は、信託金を、主として<u>ケイマン籍の外国投資信託「HSBC クオオンツ・インベストメント・トラストーHSBC クオオンツ・グローバル・エマージング・ボンド・ファンド クラスJD」（米ドル建）およびわが国の投資信託「HSBC マネープールファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替受益権を含み</u></p>

新	旧
<p><省略></p> <p>② <省略></p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</u></p>	<p>ます。)に投資を行うほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p><同左></p> <p>② <同左></p> <p><新設></p>
<p>[同一銘柄の投資信託証券への投資制限] 第20条 <削除></p>	<p>[同一銘柄の投資信託証券への投資制限] 第20条 委託者は、原則として、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券は除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。</p>
<p>[信託報酬等の額および支弁の方法] 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>115</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ <省略></p>	<p>[信託報酬等の額および支弁の方法] 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>140</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ <同左></p>
<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第38条 ①～③ <省略></p> <p>④ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として<u>8</u>営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑦ <省略></p>	<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第38条 ①～③ <同左></p> <p>④ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として<u>7</u>営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑦ <同左></p>
<p>[信託の一部解約] 第40条 ① <省略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日に当たる場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。</p> <p>③～④ <省略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に、<u>0.4%</u>の率を乗じて得た額を信託財</p>	<p>[信託の一部解約] 第40条 ① <同左></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求受付日がパリ、香港、ニューヨークの銀行休業日のいずれかと同日(わが国の営業日)の場合には、当該営業日のわが国の前営業日は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。</p> <p>③～④ <同左></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に、<u>0.3%</u>の率を乗じて得た額を信託財産</p>

新	旧
<p>産留保額として控除した価額とします。 ⑥～⑦ <省略></p>	<p>留保額として控除した価額とします。 ⑥～⑦ <同左></p>
<p>【信託契約の解約】 第41条</p> <p>① 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、この投資信託において、その主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③～④ <省略></p> <p>⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。</p>	<p>【信託契約の解約】 第41条</p> <p>① 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、<u>主要な投資先投資信託証券が償還された場合</u>、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める<u>とき</u>、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p><新設></p> <p>②～③ <同左></p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。</p>
<p>【反対者の買取請求権】 第47条</p> <p>第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第41条第4項または前条第2項に規定する書面に付記します。</p>	<p>【反対者の買取請求権】 第47条</p> <p>第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、<u>自己の有する</u>受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。</p>

新	旧
<p><u>【信託期間の延長】</u> <u>第47条の2</u> <u>委託者は、信託期間の満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p>	<p><新設></p>
<p><付表></p> <p><u>I. 別に定める投資信託証券</u> <u>運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。</u> <u>ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)</u> <u>HSBC グローバル・インベストメント・ファンド</u> <u>グローバル・エマージング・マーケット ローカル・デットークラス J1M</u> <u>追加型証券投資信託</u> <u>HSBC マネープールファンド(適格機関投資家専用)</u> <u>ケイマン籍外国投資信託(米ドル建)</u> <u>HSBC クオンツ・インベストメント・トラスト</u> <u>HSBC グローバル・エマージング・ボンド・ファンドークラス JD*</u> <u>※売却が完了したら付表から削除します。</u></p> <p><u>II. 別に定める日</u> <u>約款第13条第5項および第40条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。</u> <u>・ルクセンブルグの銀行休業日</u> <u>・ロンドン証券取引所の休場日</u> <u>・ニューヨーク証券取引所の休場日</u> <u>・コロンブス・デー、ベテランズ・デー(米国の休日)</u></p>	<p><新設></p>

商品概要(変更後)

ファンド名	HSBC 新興国現地通貨建債券オープン(毎月決算型)(愛称:エマボン毎月)
商品分類	追加型投信/海外/債券
日本経済新聞掲載名	エマボン毎月
英語名	HSBC Emerging Local Currency Bond Open (Monthly Type)
ファンドのねらい	<p>当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>▶ 新興国の政府、政府機関、国際機関が発行あるいは保証する、もしくは新興国に拠点を有する企業の発行する債券等(「新興国債券」といいます。)および金融派生商品に投資を行う投資信託証券に投資します。また、わが国の国債を中心とする公社債を投資対象とする証券投資信託にも投資します。</p> <p>▶ 投資信託証券への投資にあたっては、新興国債券および金融派生商品を主要投資対象とする投資信託証券を高位に保つことを基本とします。</p> <p>▶ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p>
ベンチマーク	ありません。
主な投資対象	主に新興国債券および金融派生商品に投資する米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド・グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デット・クラスJ1M」の投資信託証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>▶ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>▶ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>▶ 株式への直接投資は行いません。</p>
信託期間	平成 20 年 2 月 26 日から平成 30 年 2 月 15 日まで ※信託期間満了前に信託期間は延長できます。
クローズド期間	ありません。
信託金限度額	5,000 億円
決算日	毎月 15 日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<p>▶ 毎月の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。</p> <p>▶ 「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税金を差し引いた後、全額無手数料で再投資されます。</p>
申込期間	平成 25 年 5 月 11 日から平成 26 年 5 月 9 日まで ※当該申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
発行価額の総額	5,000 億円を上限とします。
購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入時手数料	3.15%(税抜 3.00%)以内で、販売会社が個別に定める手数料率とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.40%の率を乗じて得た額
換金代金支払日	換金申込受付日から起算して 8 営業日目以降
申込受付不可日	国内の営業日であっても、ルクセンブルグの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休場日、ニューヨーク証券取引所の休場日、米国の休日であるコロンブス・デー、ベテランズ・デーのいずれかに該当する場合には、購入および換金の申込受付は行いません。

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年 1.2075%(税抜年 1.15%) 〔内訳(税抜): 委託会社 0.42%、販売会社 0.70%、受託会社 0.03%〕 ※各投資先投資信託証券のマネジメントフィー等の範囲は各々の純資産総額に対して各々の純資産総額に対して年 0.042%~0.60%です。 ※実質的な負担は、年 1.8075%(税抜年 1.75%)程度です。
その他費用	信託事務の諸費用等がファンドより支弁されます。そのうち、法定書類に要する費用、監査費用等は年 0.2%を上限としてファンドより支弁されます。
償還条項	ファンドの純資産総額が 10 億円を下回った場合等には償還する場合があります。 ※主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなるまたは存続しないこととなる場合には、繰上償還します。
委託会社	HSBC投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
その他	▶ 申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。 ▶ 原則として為替ヘッジは行いません。

《ご参考》 投資対象ファンドの概要(1)

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンドー グローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デットクラスJ1M
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建) (HSBC グローバル・インベストメント・ファンドーグローバル・エマージング・マーケット・ローカル・デットは、当該投資法人のサブファンドです。)
運用の基本方針	新興国の政府、政府機関、国際機関が発行あるいは保証する、もしくは新興国に拠点を有する企業の発行する債券等(“新興国債券”といいます。)に分散投資を行うとともに、金融派生商品を活用することにより、トータルリターンの最大化を追求します。
ベンチマーク	合成指数(JP Morgan GBI-EM Global Diversified IndexおよびJP Morgan ELMI+ Indexを各50%)
主な投資対象	▶ 主として新興国通貨建ての新興国債券に投資を行います。 ▶ 先進国通貨建ての新興国債券や国債に投資する場合があります。 ▶ 投資適格級および投資不適格級格付の新興国債券に投資を行います。 ▶ 金融派生商品(先物、NDF*、スワップ、オプション、CDS**などを含みます)を活用します。 ▶ 金融派生商品の使用により想定されるレバレッジは、通常、平均的には1.5倍程度です。
主な投資制限	▶ 同一発行体の発行する債券への投資は純資産額の10%以内とします。ただし、国債、政府保証債、政府機関債への投資はこの限りではありません。 ▶ 原則として株式への投資は行いません。 ▶ 純資産総額の10%を超える借入は行いません。
設定日	平成19年7月30日
決算日	年1回(毎年3月31日)
分配方針	毎月分配を行う予定です(証券投資法人の裁量により分配を行わない場合もあります。)。分配原資は、原則として利子等収益および売買益(評価益を含みます。)からなります。分配が行われた場合、分配金の一部または全部が元本の払い戻しに相当する場合があります。なお、同一のサブファンドでもクラスが異なれば分配方針は異なります。
マネジメントフィー	年0.60%
その他費用	有価証券等の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	サブファンドの純資産額が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
管理会社	HSBC Investment Funds (Luxembourg) S.A.
投資顧問会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.

* NDF(ノンデリバブル・フォワード)

国外での流通が規制されている通貨や取引量が極端に少ない通貨などに対して利用する直物為替先渡取引(デリバティブ取引)の一種。投資対象通貨の受渡しを行わず、取引時に決められた取引価格と決済時の実勢直物価格との差額を主要通貨(米ドル等)で決済する取引をいいます。

** CDS(クレジット・デフォルト・スワップ)

社債や国債、貸付債権などの信用リスクに対するプロテクション(保険)を売買する(すなわち、信用リスクを移転する)取引をいいます。

※HSBC投信株式会社は、当該ファンドの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。
 ※投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

《ご参考》 投資対象ファンドの概要(2)

フ ァ ン ド 名	HSBC マネープールファンド(適格機関投資家専用)
運 用 の 基 本 方 針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。
主 な 投 資 対 象	国内外の公社債および短期金融商品
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公社債への投資には制限を設けません。 ▶ 投資信託証券への投資は投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ▶ 外貨建資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
設 定 日	平成 17 年 5 月 20 日
決 算 日	年 1 回(毎年 3 月 10 日、休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎年1回、原則として 3 月 10 日(休業日の場合には翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行いません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して 年 0.042%(税抜年 0.04%) [内訳(税抜): 委託会社 0.01%、販売会社 0.01%、受託会社 0.02%]
委 託 会 社	HSBC投信株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

※投資対象ファンドの概要(1)(2)は、今後変更される場合があります。

《現投資先ファンドと新投資先ファンドの比較》

＜期間別騰落率(2012年12月末基準)＞

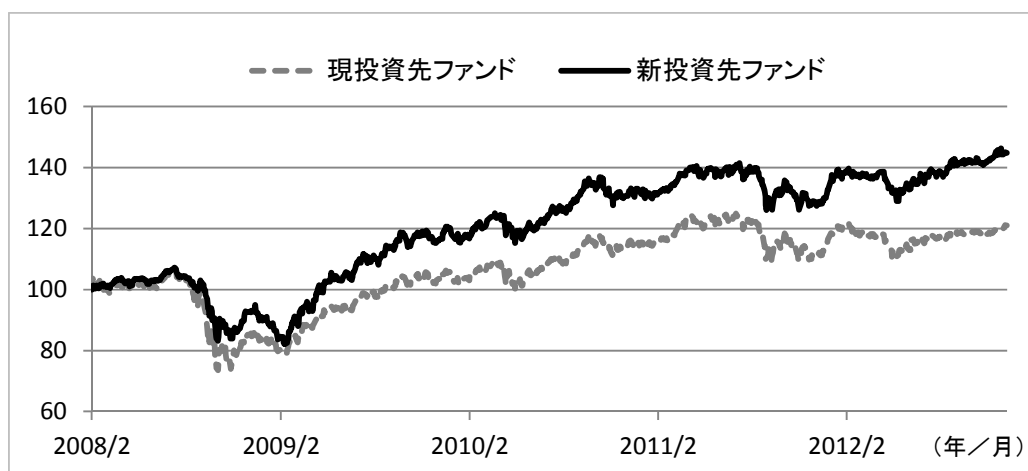
	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来(2008年2月26日)
現投資先ファンド	1.9%	4.1%	9.0%	18.0%	21.0%
新投資先ファンド	2.5%	7.6%	13.2%	24.2%	44.9%

※騰落率の計算期間は、3ヶ月、6ヶ月、1年、3年前の応答日から基準日まで、あるいは当ファンドの設定日(2008年2月26日)から基準日までの期間としています。

※期間別騰落率は米ドルベースです。

※当ファンドが投資する予定の新投資先ファンドのシェアクラスがまだ設定されていないため、異なるシェアクラスで計測しています。投資を予定しているシェアクラスのマネジメントフィーは年0.60%ですが、計測しているシェアクラスのマネジメントフィーは年0.50%です。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆するものではありません。



※2008年2月26日を100として指数化
※米ドルベース

＜リスク・リターン＞

	リスク(年率)	リターン(年率)	リターン(年率)／リスク(年率)
現投資先ファンド	15.6%	4.0%	0.26
新投資先ファンド	14.5%	7.9%	0.55

※計算期間は2008年2月26日から2012年12月末日まで

※リスク・リターンは米ドルベースです。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆するものではありません。

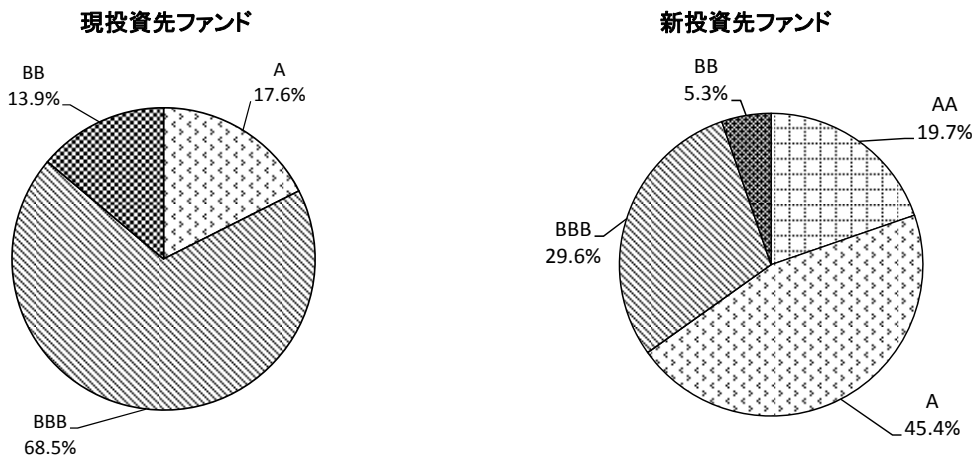
＜ファンドのポートフォリオ特性値の比較(2012年12月末基準)＞

	現投資先ファンド	新投資先ファンド
保有債券の銘柄数	18	97
平均格付 ^{※1}	BBB	A-
平均残存期間	3.2年	3.5年 ^{※2}
平均デュレーション	2.4年	2.7年 ^{※2}
平均最終利回り	5.6%	3.2% ^{※2}

※1 平均格付は、保有債券についてスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)の格付をもとにHSBC投信が計算(S&Pの格付がない場合は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(ムーディーズ)の格付を使用)。

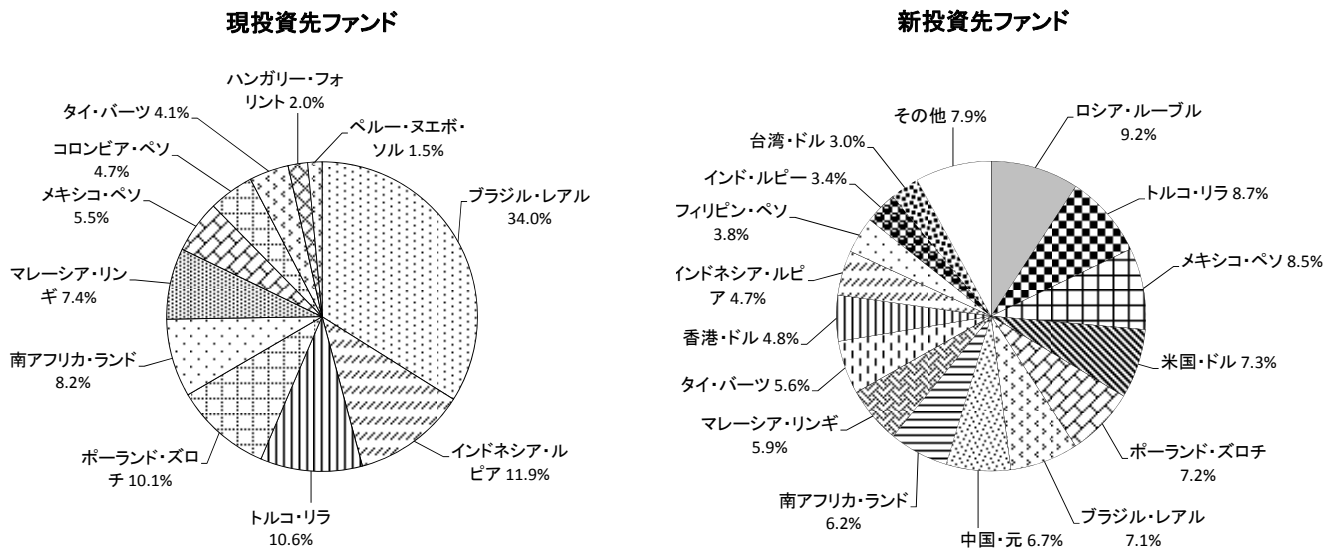
※2 キャッシュ、為替取引等すべて合算してHSBCグローバル・アセット・マネジメント(米国)インクが計算。

<保有債券の格付構成比率(2012年12月末基準)>



※グラフは表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
 ※格付は、S&Pの格付(S&Pの格付がない場合は、ムーディーズの格付を使用)。

<通貨別構成比率(2012年12月末基準)>

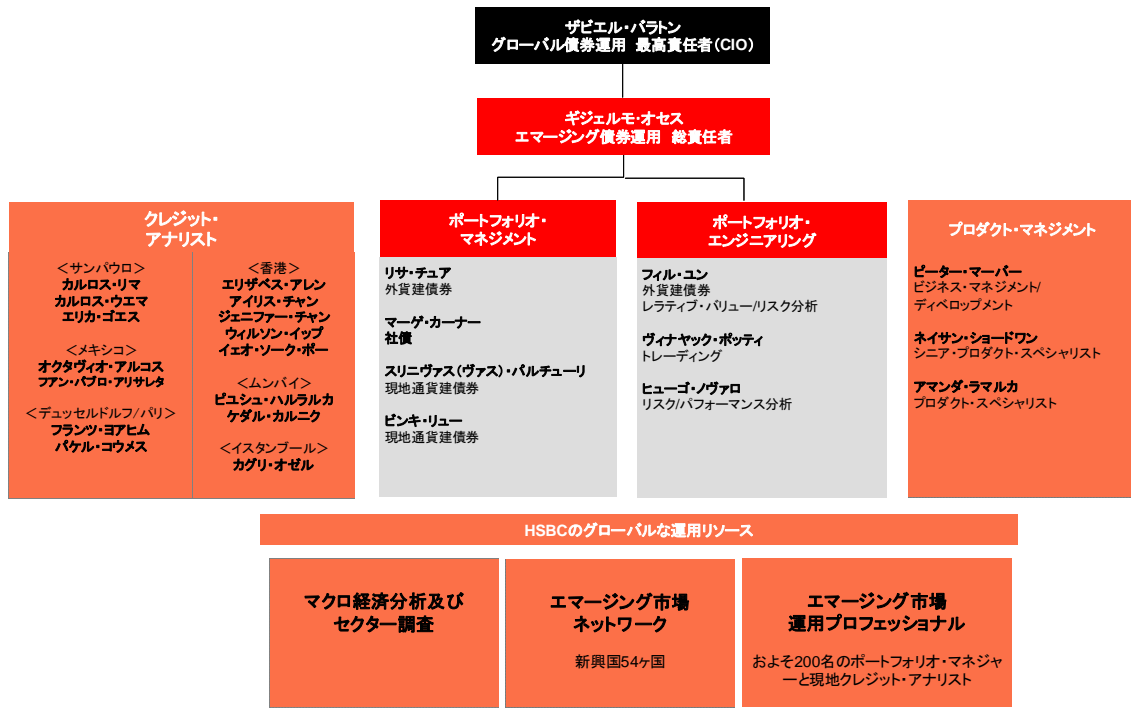


※現投資先ファンドはキャッシュ等を除いて計算しています。
 ※新投資先ファンドはキャッシュ、為替取引等すべて合算して実質的な通貨別構成比を計算しています。
 ※グラフは表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《新投資先ファンドの運用チームと運用プロセス》

HSBCグローバル・アセット・マネジメント(米国)インク

グローバル・エマージング債券の運用チーム



出所:HSBCグローバル・アセット・マネジメント 2012年9月30日現在

運用プロセス

